○森林法施行規則第九十一条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する教育機関を指定する件の一部を改正する件（同五〇六）　四九八
○平成二十九年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めた件（同五〇七）
○農産物規格規程の一部を改正する件（同五〇八）
○漁港漁場整備法施行令第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同五〇九）　四九九
○土地改良法施行令の規定により、地積に代わるべき地積を定める件及び土地改良法施行令第五十条第九項の規定に基づき農林水産大臣の指定する地積を定める件の一部を改正する件（同五一〇）　五〇〇
○阿寒国立公園に関する阿寒生態系維持回復事業計画の策定に係る件（農林水産・環境二）
○原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則の一部を改正する規則を定めた件（経済産業六九）　五〇一
○原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則の一部を改正する規則を定めた件（同七〇）
○核燃料サイクル交付金交付規則の一部を改正する規則を定めた件（同七一）　五〇二
○福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則の一部を改正する規則を定めた件（同七二）
○ガス事業法施行規則第三十三条第三項及び第九十一条第二項の規定に基づく他の供給地点群に係る特定製造所のガス主任技術者を兼ねさせることができる範囲の一部を改正する件（同七三）　五〇三
○ガス漏れ警報設備の規格及びその設置方法を定める告示の一部を改正する件（同七四）　五〇四
○ガス事業法施行規則第百六条第二号イの規定に基づく建物区分の一部を改正する件（同七五）
○定期自主検査の時期を定める件の一部を改正する件（同七六）
○ガス事業法施行規則第百八条第二号イ(1)及び第六号ロの規定に基づく排気筒及び給排気部の材料の規格の要件並びに給排気部の指定する部分の一部を改正する件（同七七）
○ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（同七八）　五〇五
○ガス事業法施行規則第百八条第十号の規定に基づくガス漏れ警報器の規格及びその設置方法の一部を改正する件（同七九）
○ガス事業法施行規則第百八条第九号の規定に基づく金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、ガスコード及び強化ガスホースの規格並びに燃焼器とガス栓との接続方法の一部を改正する件（同八〇）
○ガス事業法施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める告示の一部を改正する件（同八一）　五〇六
○ガス湯沸器の使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する件（同八二）
○工業用水道料金算定要領の一部を改正する件（同八三）
○主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示を定める件（同八四）　五〇八
○電気事業法施行規則第七十三条の六第一号の二、第八十三条の二第二号及び第九十四条の五第一号の二に規定する使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受ける必要がある組織として経済産業大臣が定める件を廃止する告示を定める件（同八五）　五〇八
○供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示（同八六）
○バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示（同八七）　五一四
○原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則の一部を改正する規則を定めた件（同八八）　五一五
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正した件（同八九）　五一六
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令附則第七条第二号及び第四号の規定に基づき、経済産業大臣が別に告示する一般送配電事業者及び再生可能エネルギー発電設備の種類を定める件（同九〇）
○調整後温室効果ガス排出量を調整する方法を定める件の一部を改正する件（経済産業・環境四）　五一七
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を定める件の一部を改正する件（同五）
○国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示（国土交通二七〇）　五一八
○国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示（同二七一）　五一九
○海岸保全施設に関する直轄工事を一部完了した件（同二七二）　五二七
○航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示及び航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示の一部を改正する件（同二七三）
○船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を定める件等の一部を改正する告示（同二七四）　五二八
○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件（同二七五）
○水防法第十六条第一項の水防警報を行う河川を指定する件（同二七六）　五二九
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第四十一条第二項の規定に基づく東日本大震災に係る同条第一項の市町村の区域を定める告示の一部を改正する件（同二七七）
○公共交通事業者等が情報提供促進措置を講ずべき区間（観光庁六）　五三〇
○硫黄酸化物に係る特定工場等の規模に関する基準に係る原料及び燃料の量の重油の量への換算方法及び窒素酸化物に係る特定工場等の規模に関する基準に係る原料及び燃料の量の重油の量への換算方法の一部を改正する件（環境三三）　五三一

（以下次のページへ続く）